

ご 案 内

大和都市計画道路 御所高取線・橿原御所線の 都市計画変更原案の説明会及び公聴会の開催について

平素は、奈良県行政に格別のご配慮を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、大和都市計画道路 御所高取線・橿原御所線に関する都市計画変更について、皆様のご意見をいただくため、下記のとおり説明会および公聴会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

記

【地元説明会開催のお知らせ】

○説明会日時：令和8年3月14日(土) 午前10時～午前11時30分

○説明会場所：リベルテホール 1階 大ホール



○都市計画を定める者：奈良県

○変更概要：裏面に記載しております。

○都市計画の変更原案の閲覧について

変更内容(図面等)をご覧になりたい方は、奈良県県土利用政策課及び高取町事業課において、令和8年3月2日(月)～3月17日(火)までの間、閲覧いただけます。
(土、日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)
また、奈良県県土利用政策課のホームページにも掲載いたします。

【公聴会開催のお知らせ】

今回の都市計画変更にあたり、公聴会の開催を下記のとおり予定しております。

公聴会とは、都市計画法16条の規定に基づき、都市計画の案の作成段階において住民の意見を反映させるため、都市計画の原案について公開の下で意見陳述を行う場を確保するものです。なお、公聴会で意見を述べるには、事前に公述申出書の提出が必要です。

説明会との違いは？

- ・説明会は県や市が作成した都市計画の原案を住民に説明する場
- ・公聴会は都市計画の原案について、住民の方が公開の下で意見陳述を行う場

記

○公聴会日時：令和8年3月28日(土) 午前10時～
公聴会開催の2時間前に荒天による警報が発令されている場合、公聴会を4月4日(土)午前10時からに延期します。

○公聴会会場：リベルテホール 2階 大研修室

○原案の閲覧期間：令和8年3月2日(月)～3月17日(火)(土日を除く)

○原案の閲覧場所：奈良県庁県土利用政策課(県庁分庁舎6階)
高取町役場総合政策課(町役場2階)
※奈良県県土利用政策課のホームページにも掲載します

○原案の閲覧時間：午前8時30分～午後5時15分

○公述申出期間：令和8年3月2日(月)～3月17日(火)
(土、日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

注1) 公述を希望される方(市民・利害関係人に限る)は、住所・氏名・職業・年齢・電話番号・意見の要旨及びその理由を具体的に記入した公述申出書を下記提出先まで3月17日(火)までに直接または郵送で提出(必着)してください。

注2) 公述申出書の様式は、各閲覧場所および県のホームページで入手できます。

注3) 同一趣旨の公述申出書が複数ある場合は、公述人を選定し通知いたします。

注4) 公述の申出がなかった場合は、公聴会の開催を中止します。なお、中止が決定しましたら、県のホームページでお知らせいたします。

○提出先：「奈良県知事」宛てで、奈良県県土利用政策課まで
(〒630-8501 奈良市登大路町30番地)

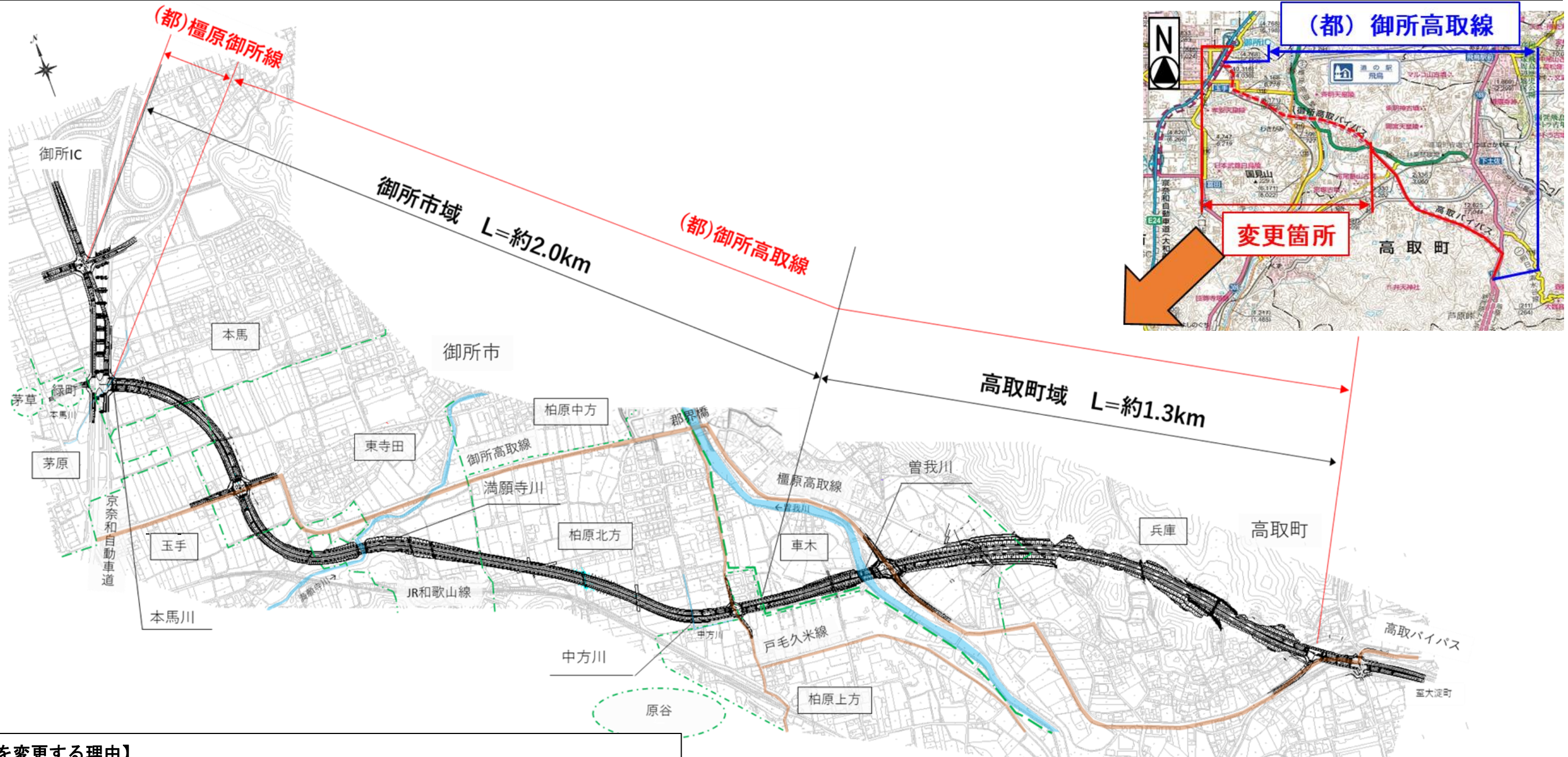
○都市計画変更の手続き



大和都市計画道路の変更について（原案）の概要

変更：御所高取線、橿原御所線

■平面図



【都市計画を変更する理由】

当該路線は平成9年の当初決定時から第3回変更を行った令和元年まで、幅員のみを都市計画決定していたが、測量・設計等の結果を踏まえ道路構造の詳細が確定し、法面の範囲など道路の区域が明確になったことから、都市計画の区域を変更するものである。

変更を行う都市計画道路

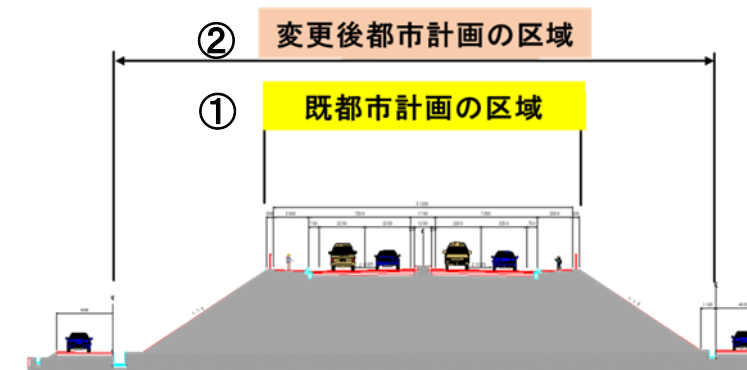
①（都）3・3・53 御所高取線

- ・緑町東交差点（御所市大字本馬）から兵庫交差点（高取町兵庫）までの区間（L=約2,950m）について、道路の区域が明確になったことに伴い、区域を変更する。

②（都）3・2・3 橿原御所線

- ・御所インターチェンジ前交差点（御所市大字本馬）から緑町東交差点（御所市大字本馬）までの区間（L=約360m）について、道路の区域が明確になったことに伴い、区域を変更する。

- ① 幅員のみ都市計画決定を行った区域（前回決定区域）
- ② 道路の区域が明確になったため変更を行う予定の区域（今回の変更）



【問合せ先】

- ・スケジュールについては
奈良県 まちづくり推進局 県土利用政策課 都市計画係
☎ 0742(27) 7520（直通）
- 奈良県 県土マネジメント部 道路建設課 事業第二係
☎ 0742(27) 7498（直通）
- ・道路の構造については
奈良県 中和土木事務所幹線建設課
☎ 0744(48) 3071（直通）